

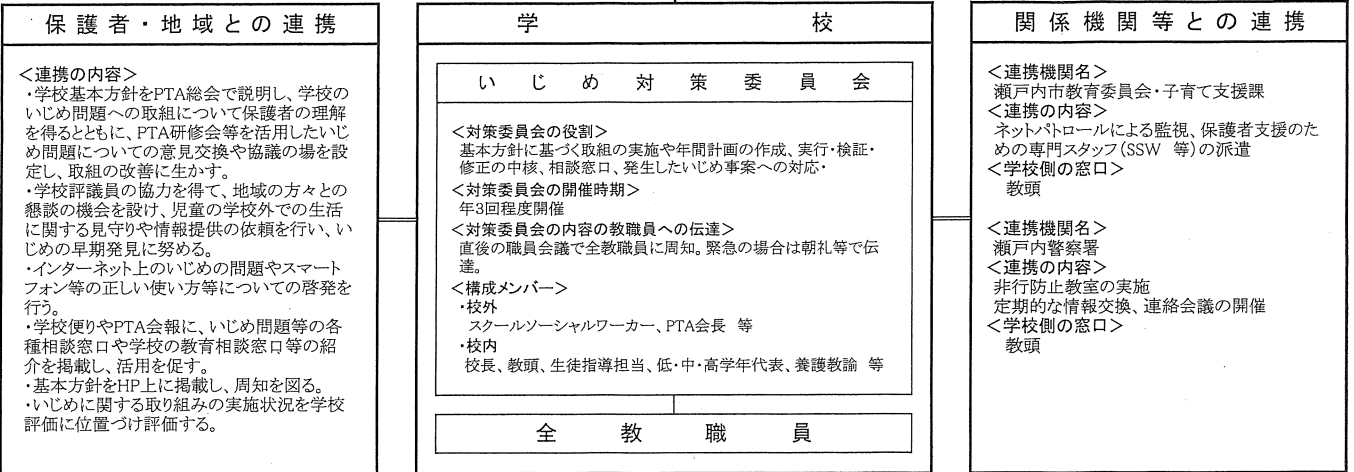
# 瀬戸内市立牛窓東小学校 いじめ問題対策基本方針

## いじめに関する現状と課題

・いじめはどの学校においても起こりうる問題である。本校においても学期ごとにいじめが認知されている。常に「すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性がある」という認識に立ち、未然防止と早期発見に努め、より迅速で組織的な対応を行っていくことが大切であると考え。また、携帯電話やスマートフォンをもちいる児童も数名おり、SNS(インターネットを介したネットワークサービス)等を通じてつながり合っている現状もある。ネット利用についての危険性や情報モラルについての指導が今後さらに重要性を増している。いじめ問題とともにネットモラルに関しても、保護者啓発や職員研修をより充実させ、児童がネット上のトラブルに巻き込まれないようにする取り組みを行うことが大切である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした未然防止の取り組みを行う。  
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。  
 ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。  
 <重点となる取組>  
 ・いじめを認知した場合には、速やかにいじめ対策委員会で対応を検討し、その解消に向けて組織的な取り組みをすすめる。  
 ・授業改善に努め、授業を担当する全ての教員が公開授業を実施する。  
 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。  
 ・「いじめについて考える週間」において、児童会の運営委員会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さずトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。  
 ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



## 学校が実施する取組

①	いじめの防止	(道徳教育や人権教育の充実) 互いを思いやり、生命を大切にす態度の育成に向けて、各教科・領域の関連を図った道徳教育や人権教育に取り組む。 (授業改善) ・できる・わかる授業、楽しい授業を目指し、授業改善に努めることで、授業が児童のストレスにならないようにする。 (教員研修) ・教職員の指導力向上のため、映像資料、アンケート結果等を活用して、指導上の留意点についての研修を行う。 ・教員がいじめに対する認識の共通理解をはかる。 (児童会活動) ・いじめについて考える週間において運営委員会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、毎年計画的に実施する。
②	早期発見	(実態把握) ・児童の実態把握のためのアンケート(心のアンケート)を学期ごとに実施し、学期1回の教育相談週間を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・「あのねルーム」として週2回相談室で教職員と話ができる機会を設定することで、児童が気軽に相談できるようにする。 ・「あのねポスト」を設置し、直接話をしにくい児童も、相談をもちかけやすくする。 ・スマートフォン・ゲーム等の利用状況調査を行い、実態把握に努める。 (相談体制の確立) ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行爲があった場合、職員会議や晩会などの機会をとらえて、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、学年懇談等の機会を活用し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 ・スマートフォン・ゲーム等の利用状況調査を行い、実態把握に努めるとともに、家庭でのルール作りの啓発を行う。
③	いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (記録の保管) ・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録・保管し、取り組みの充実を図る。→記録ファイルの作成。